

お客さま施設柱の設置標準

お客さま施設柱により，集合住宅に供給する場合の施工方法は，以下による。

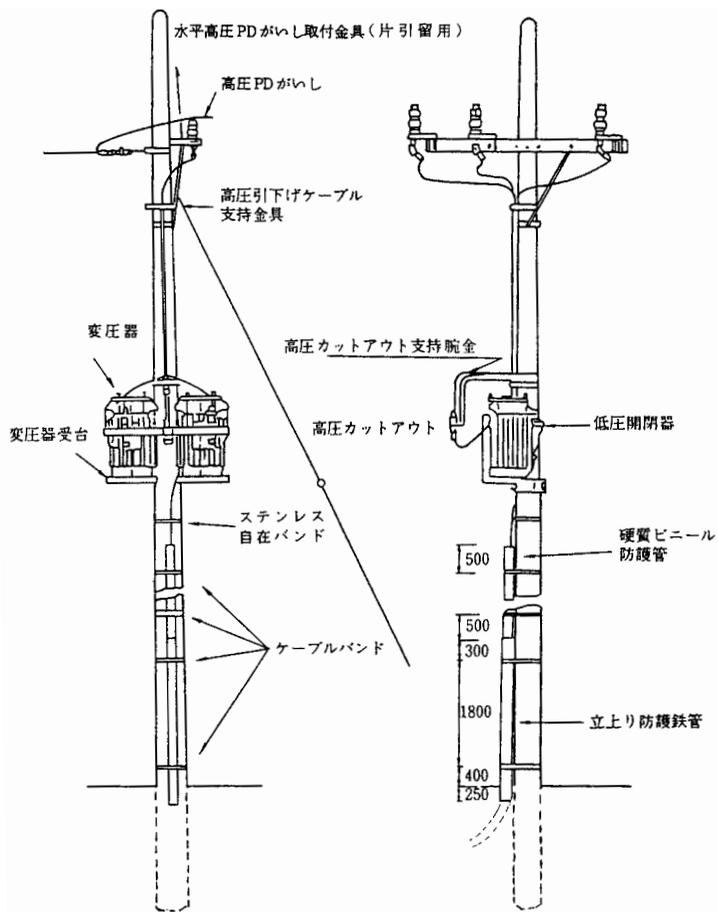
1. お客さま施設柱の位置

お客さま施設柱を設置する場合には，次の条件を満足する場所を選定すること。

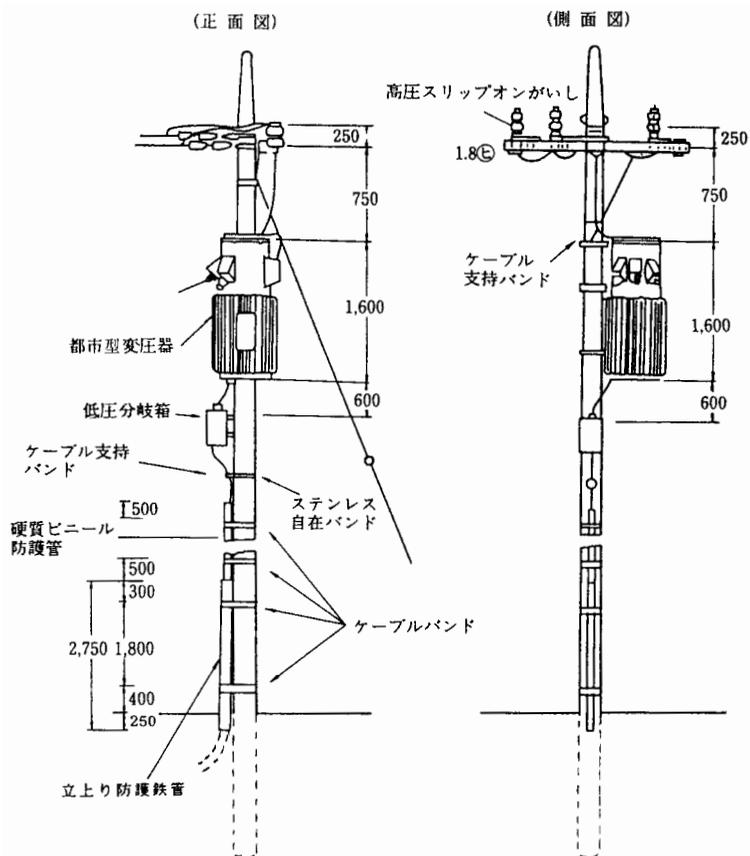
- (1) お客さま構内又は構内に準ずる区域内の場所。
- (2) 電気設備の技術基準等の諸基準を満たしている場所。
- (3) 他の工作物との関連，お客さま施設柱の位置，東京電力の分岐柱の装柱等の工事，及び保守が容易で安全である場所。
- (4) 自動車衝突のおそれや，高圧線，変圧器が造営物等と接近するおそれのない場所。
- (5) 隣接のお客さまを含めた将来動向を把握したうえで，将来支障事態の生じない場所。
- (6) 高圧線の径間や，お客さま電気設備（低圧幹線）の電圧降下が適切である場所。

2. お客さま施設柱の設置標準例

(1) 一般変圧器



(2) 都市型変圧器



3. お客さま施設柱の設備

(1) 支持物

支持物は、鉄筋コンクリート柱を標準とし、H柱は施設しない。

(2) 低圧ケーブル等

- 主幹線のケーブルはSVケーブルを使用し、電灯・電力別にお客さま施設柱に立ち上げる。
- 主幹線には柱上変圧器と接続するための東京電力仕様に基づく接続端子を取付ける。
- 低圧ケーブルをお客さま施設柱に取り付けるための立ち上がり防護用

鉄管，硬質ビニル管，ケーブルバンド及びステンレスバンド等を施設する。

(3) 接地極

お客さま施設柱には，A種及びB種接地工事のための接地極及び接地線を施設する。

(4) 消火設備

お客さま施設柱の設置場所には，消火設備を設置する。